

市内放課後等デイサービス事業所 管理者 様

福岡市こども未来局こども発達支援課長

放課後等デイサービス事業所における代替サービスの利用について

日頃より、障がい児福祉行政にご理解、ご協力いただきお礼申し上げます。

放課後等デイサービスにおける代替サービスの利用にかかる報酬及び利用者負担額の取扱いについては、「学校再開に伴う放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」（令和2年7月1日付こ発第397号）により通知し、実施いただいておりますが、代替サービスの取扱い等については下記のとおり変更いたします。

記

- 1 医療的ケアを必要としている、基礎疾患等があり、感染リスクが高い等の理由により、学校を休むなど、外出を控えている児童から、通所を控えつつ居宅等での支援について要望があった場合は、引き続き代替サービスの提供を可能とする。
- 2 1に該当し、代替サービスの提供を受ける者については、令和3年3月31日をもって代替サービス提供分の利用者負担の軽減措置を終了する。
※令和3年4月1日以降の利用にあたっては、利用者負担額が発生することについて保護者へ説明の上、実施をお願いします。
- 3 1に該当し、代替サービスの提供を行う場合には、事前にこども未来局こども発達支援課宛に電子メールにて別紙様式「代替サービスの提供対象者に関する届出」の届出を行い、協議すること。
※なお、届出がない場合は、報酬請求の対象外となります。
提出先：syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp
- 4 上記1および3の取扱いについては、当面の間実施します。実施内容に変更等がある場合は、別途通知します。

【問い合わせ先】

福岡市こども未来局こども発達支援課

事業所指定・指導係

届出に関すること（坂田，長谷川，立花）

請求に関すること（北川）

電話：092-711-4178 FAX：092-733-5534